

労働安全衛生法関係免許の変遷

22.11.1 ●特級汽缶士	27.9.1 免許証有効期間(5年) 34.7.24廃止	34.4.1 特級ボイラー技士	47.10.1 (労働安全衛生法施行で引き継がれる) 特級ボイラー技士	特級ボイラー技士	<p>特級・1級・2級ボイラー技士 起重機運転士 アセチレン溶接士免許については、昭和27年8月31日の改正により昭和27年9月1日以前に交付された免許証を含めて、有効期間が5年とされたが、昭和34年7月24日の改正により更新制度が廃止され、34年7月31日以前に有効期間が満了する免許証は更新しないと無効となるが、34年8月1日現在有効な免許証は更新を要しないこととなった。</p>
22.11.1 ●1級汽缶士	27.9.1 免許証の有効期間(5年) 34.7.24廃止	34.4.1 1級ボイラー技士	47.10.1 1級ボイラー技士	1級ボイラー技士	
22.11.1 ●2級汽缶士 (実技試験あり)	27.9.1 免許証の有効期間(5年) 34.7.24廃止	34.4.1 2級ボイラー技士 (実技試験廃止)	47.10.1 2級ボイラー技士	2級ボイラー技士	
22.11.1 ●特別汽缶溶接士 (有効期間1年)		34.4.1 特別ボイラー溶接士 (有効期間1年)	47.10.1 特別ボイラー溶接士	特別ボイラー溶接士 (実技試験あり)	
22.11.1 ●普通汽缶溶接士 (有効期間1年)		34.4.1 普通ボイラー溶接士 (有効期間1年)	47.10.1 普通ボイラー溶接士	普通ボイラー溶接士 (実技試験あり)	
		47.7.1 ●ボイラー整備士 (講習免許)	47.10.1 ボイラー整備士	ボイラー整備士	
		特定第1種圧力容器取扱 作業主任者(特定の資格所有者に免許)	47.10.1	特定第1種圧力容器取扱 作業主任者(特定の資格者に免許)	
22.11.1 ●起重機運転士 (実技試験あり)	27.9.1 免許証の有効期間(5年) 34.7.24廃止	37.11.1 クレーン運転士	47.10.1 クレーン運転士	クレーン・デリック運転士(クレーン限定免許)(床上運転式クレーン限定免許) (実技試験あり)	
		46.9.1 移動式クレーン運転士	47.10.1 移動式クレーン運転士	移動式クレーン運転士 (実技試験あり)	
		37.11.1 デリック運転士	47.10.1 デリック運転士	18.4.1 クレーン運転士と統合	
		37.11.1 揚貨装置運転士	47.10.1 揚貨装置運転士	揚貨装置運転士 (実技試験あり)	
22.11.1 ●1級・2級映写技士 (実技試験あり)	34.3.31 制度廃止				
22.11.1 ●アセチレン溶接士	27.9.1 免許証の有効期間(5年) 34.7.24廃止	46.7.1 アセチレン溶接主任者	47.10.1 ガス溶接作業主任者 実技試験廃止	ガス溶接作業主任者	

<p>37.4.1 ●1級運材架線技士</p> <p>37.4.1 ●2級運材架線技士 (実技試験あり)</p> <p>37.4.1 ●集材架線技士 (実技試験あり)</p>	<p>46.4.1</p> <p>47.10.1</p> <p>林業架線作業主任者 実技試験廃止</p> <p>-----林業架線技士 (特別講習)</p>	<p>林業架線作業主任者</p>	
<p>34.10.1 電気発破技士 (講習免許)</p> <p>34.10.1 導火線発破技士 (講習免許)</p>	<p>46.4.1</p> <p>47.10.1</p> <p>発破技士</p> <p>-----発破技士 (講習免許)</p>	<p>発破技士</p>	
<p>36.5.1 ●潜水士 (講習免許)</p>		<p>潜水士</p>	
<p>36.5.1 ●高圧室管理者 (講習免許)</p>	<p>47.10.1</p> <p>高圧室内作業主任者</p>	<p>高圧室内作業主任者</p>	
<p>39.11.1 ●エックス線作業主任者</p>	<p>47.10.1</p> <p>エックス線作業主任者</p>	<p>エックス線作業主任者</p>	
	<p>53.4.1 ●ガンマ線透過写真撮影作業主任者</p>	<p>ガンマ線透過写真撮影 作業主任者</p>	
<p>22.11.1 ●衛生管理者</p>	<p>47.10.1 衛生管理者</p> <p>H1.10.1 第1種衛生管理者</p> <p>H1.10.1 第2種衛生管理者</p> <p>41.1 衛生工学衛生管理者 (講習免許・試験免許)</p> <p>47.10.1 衛生工学衛生管理者</p>	<p>第1種衛生管理者</p> <p>第2種衛生管理者</p> <p>衛生工学衛生管理者 (講習免許)</p>	<p>平成1(64)年10月1日 現在で衛生管理者免許を有 する者は、第1種衛生管理 者免許を有するものとみな される。</p>